

平泉町環境基本計画

令和3年3月

岩手県 平泉町

目次

第Ⅰ編 総論

第1章 計画の基本的事項

- 1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 環境の現状と課題

- 1 地域の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 世界遺産のまち・平泉・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 3 自然環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 4 景観・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 5 廃棄物処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 6 生活環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 7 各分野が抱える課題・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

第3章 基本方針

- 1 計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 2 計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

第Ⅱ編 環境まちづくり施策

- 1 自然環境・景観の保全・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 2 資源の有効的な循環の推進・・・・・・・・・・・・ 32
- 3 地球温暖化対策の推進・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 4 後世へ繋ぐ環境づくり・・・・・・・・・・・・・・ 39

第Ⅲ編 資料編

- 1 本町の環境に関する条例・・・・・・・・・・・・・・ 42
- 2 SDGsについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

第 I 編 総論

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

日本の環境行政

世界では、平成27年の国連サミットにおいて「持続可能な開発目標（SDGs）」^{※1}を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が、また、COP21（気候変動枠組み条約第21回締約国会議）において、温室効果ガスの排出削減に向けた新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されるなど、持続可能な脱炭素社会の実現に向けて、従来の考え方の大きな転換が進んでいます。

国では、これらの動きに対応する形で、「第五次環境基本計画」に基づいた施策が展開されています。この「第五次環境基本計画」では、環境・経済・社会の課題が相互に密接に連関・複雑化していることを踏まえ、それらの統合的向上により、地域資源を持続可能な形で最大限活用した自立・分散型社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し、支え合う「地域循環共生圏」の創造が目標とされています。また、令和元年には「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を策定、令和2年10月には温室効果ガス排出量を2050年までに全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、積極的な温暖化対策の推進を図り、脱炭素社会の実現に向けて取り組みを展開しています。

岩手県の環境行政

岩手県では、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間として策定した「岩手県環境基本計画」に基づいた環境施策を展開しており、平成27年度には情勢の変化等を踏まえ、内容の改訂が行われました。「岩手県環境基本計画」は、「持続的発展が可能な社会の構築」を基本目標とした7つの施策で構成されており、その施策を個々の施策領域に応じた役割や互いの関連性を踏まえ、「いわての未来を築き上げる施策」「いわての今を守り続ける施策」「いわての魅力を引き出す施策」「すべての施策の推進機軸」の4つに分類し、総合的かつ長期的な目標と施策の方向性を定めています。また、令和元年11月には「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」に取り組むことを表明し、2030年度までに温室効果ガス排出量を2013年度比で約4割削減することとし、県全体として積極的に温暖化対策を推進することとしています。

本町では、平成23年度から平成32年度までを計画期間とする前計画に基づき、「世界遺産の町として後世につなごう平泉の豊かな自然・歴史環境」の環境像の実現に向け、各種環境施策に取り組んできました。平成20年6月制定の「平泉町きれいなまちづくり条例」、平成20年12月制定の「平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例」、また、前計画に基づいた環境施策の一環として、平成25年3月に「平泉町環境基本条例」、平成27年2月に「平泉町環境保全条例」を制定し、生活環境の保全、廃棄物の減量化、自然と歴史が調和した景観づくりに取り組んできました。また、公用車への電気自動車の導入や超小型モビリティ（電気自動車）の無料貸出、公共施設への太陽光発電パネルの設置等、新エネルギー導入を積極的に推進してきました。

今後においては、喫緊の課題である地球温暖化対策として、より積極的な新エネルギー・省エネルギーの推進、また、依然として観光客による環境悪化が懸念される、文化財とそれらを取り巻く環境の保全強化等が強く求められています。さらには、平成23年3月11日に起きた東日本大震災とこれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の原子力事故により発生した放射性物質の対策として、放射線量の定期的な測定・測定結果の公表を継続して実施していますが、一時保管されている汚染土壌の適切な処分等、町民の安全・安心を確保するため、継続した放射線対策が求められています。

※¹ 持続可能な開発目標（SDGs）

平成27年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、持続可能な目標（SDGs）として17のゴール及び169のターゲットが提示されており、この中には、水・衛生、エネルギー、持続可能な都市、持続可能な生産と消費、気候変動、海洋資源、陸域生態系など、地球環境そのものの課題及び地球環境に密接に関わる課題に係るゴールが含まれている。

SDGs（Sustainable Development Goals）の「ゴール」とは、重要項目ごとの到達先を示した地球規模レベルでの目標であり、「ターゲット」とは、ゴールを踏まえつつ、各国の置かれた状況を念頭に、各国政府が定めるもので達成時期や数値を含むなど、より具体的な到達点ないし経過点とされる。詳細はP44を参照。

2 計画策定の目的

本計画は、「平泉町環境基本条例」第9条に位置付けられた、環境の保全及び創造に関する環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るための指針として、また、町の最上位計画である「平泉町総合計画」との整合を図りながら、持続的発展が可能なまちづくりを行っていくための各種環境施策への取り組みを、全庁的・全町的に協働実施していくことを目的として策定します。

また、本計画は、町の環境の保全と創造を図るうえで、最も基本的な計画としての役割と性格を持つため、環境に関するすべての個別計画・行政施策は、本計画の趣旨を踏まえ、環境への配慮を必要とします。

【平泉町環境基本条例 第9条】

(環境基本計画)

第9条 町長は、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平泉町環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標

(2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び町民の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、平泉町環境審議会の意見を聴かなければならない。

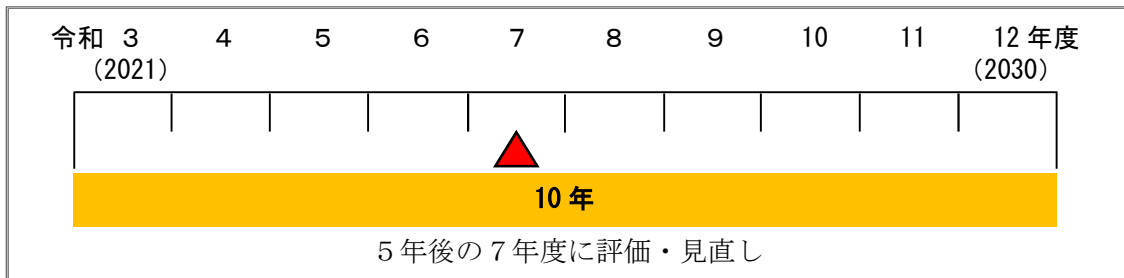
4 町長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

3 計画の期間

本計画は、令和3年度を初年度とし、第6次平泉町総合計画と計画期間を同一にするため、最終年度を10年後の令和12年度とします。

また、計画の途中評価を令和7年度に実施し、必要に応じて見直すこととします。

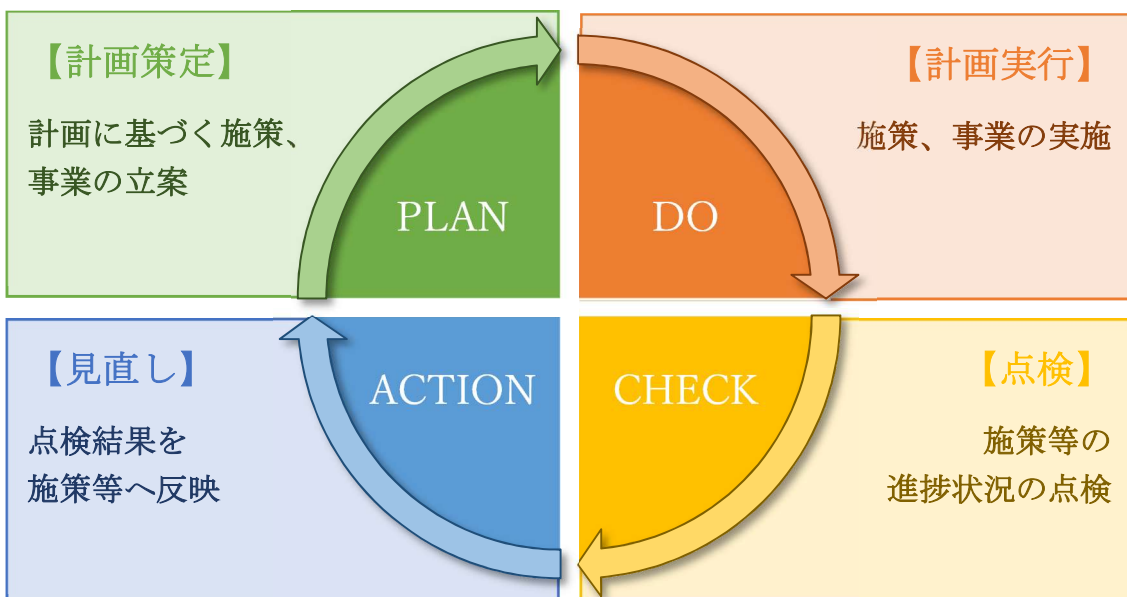


4 計画の進行管理

本計画を着実に推進していくため、本町の環境を取り巻く背景や課題の変化、施策や取り組みの進捗状況を定期的に把握・点検し、見直していく必要があります。

そのため、本計画では下記のP D C Aサイクルに基づいて計画の進行を管理していきます。

- **P l a n** : 平泉町環境基本計画の策定、計画に基づいた施策、事業の立案
- **D o** : 計画に基づいた施策、事業の実施
- **C h e c k** : 年に1度、平泉町環境審議会において進捗状況の点検
- **A c t i o n** : 5年後に評価・見直しを実施、必要に応じて施策等への反映



第2章 環境の現状と課題

1 地域の概況

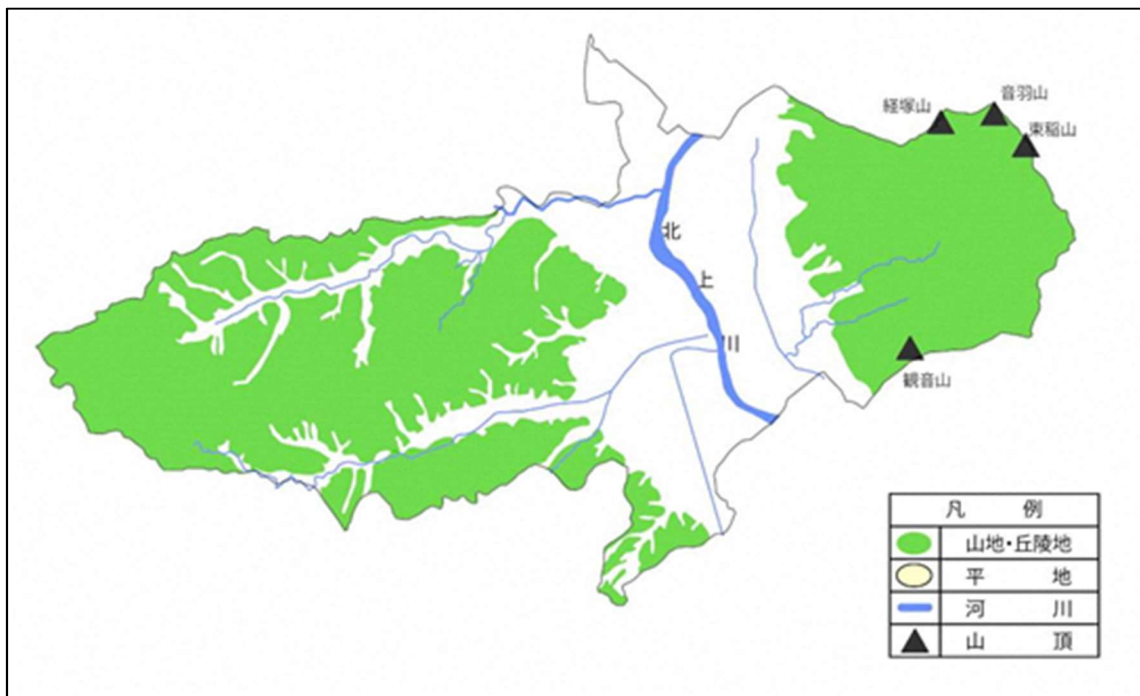
(1) 位置・地勢・気候

本町は、岩手県の南部（北緯38度59分、東経141度7分）に位置し、北は奥州市、南は一関市と接しています。また、県都盛岡市から南に約83kmの距離にあり、東西16.15km、南北8.15kmと東西に長く、総面積は63.39km²となっています。

町の中央部には、全国で5番目の長さを持つ北上川が南北に流れ、その流域の両側に田園地帯が広がっています。町の東には北上山地に含まれる東稲山（595.7m）、音羽山（539m）、観音山（325.2m）などが連なり、西は奥羽山脈に続く標高約100～200m前後の丘陵地が広がっています。

気候は、北上山地と奥羽山脈に挟まれているため、内陸性の気候で、年間降水量は1,576.5mm、年平均気温は11.5℃とやや低いですが、4月から10月は気温も上昇し、温暖です。

【平泉町の地勢】



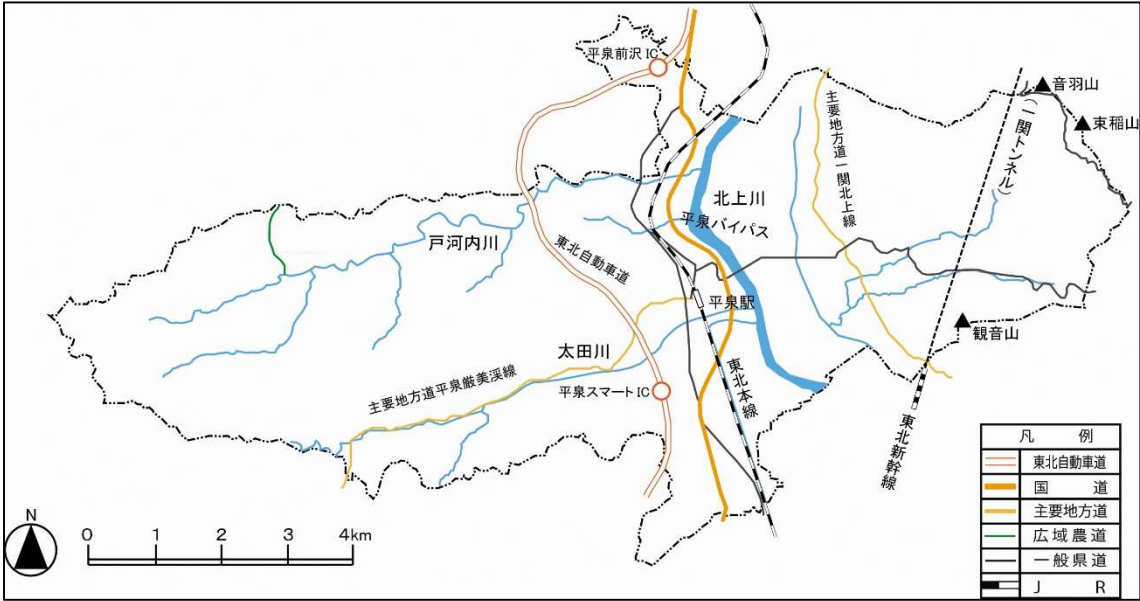
資料：土地分類基本調査（水沢・一関）

(2) 交通

本町を取り巻く広域的な道路網は、広域的幹線道路として、東北自動車道が南北に走っています。幹線道路としては、町の中央部に国道4号、主要地方道一関北上線が南北に走り、東西方向には、主要地方道平泉巖美溪線、一般県道相川平泉線が通じています。これらを基幹として、町道が接続する形で道路網が形成され、生活圏の形成に重要な役割を果たしています。

公共交通は、J R東北本線が町の中央を南北に通っており、町内には平泉駅があります。東北新幹線は、隣接している一関市に一ノ関駅があり、仙台や盛岡まで約40分の距離です。町の北部にある東北自動車道の平泉前沢インターチェンジから盛岡市までは約50分、J R東北本線の平泉駅から盛岡駅へは約1時間20分で連絡しています。また、平泉スマートインターチェンジが令和3年に供用開始予定となっています。

【平泉町の主要な道路・交通網】



資料：国土地理院 土地分類基本調査（水沢・一関）、1：50,000 地形図（水沢・一関）

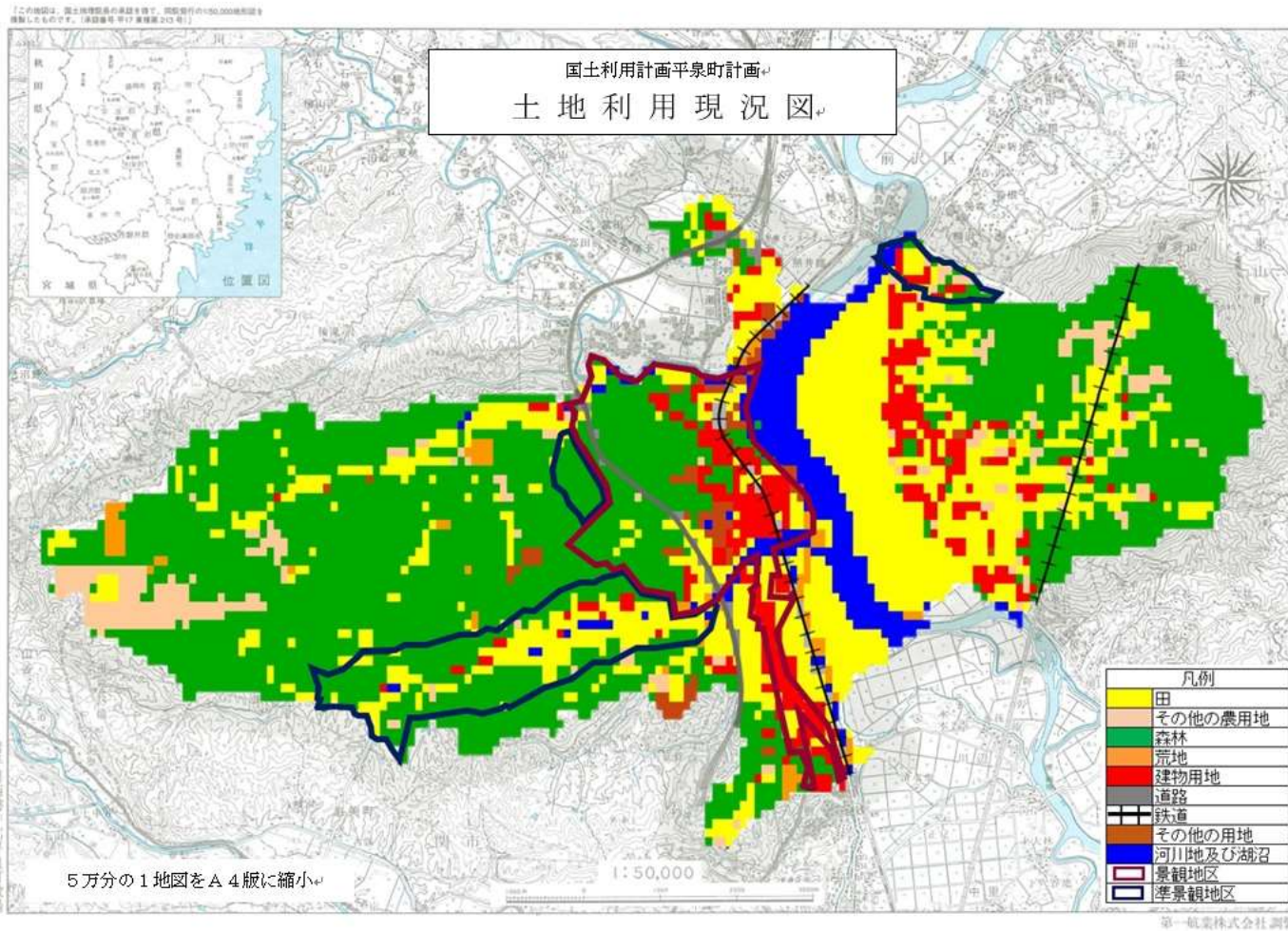
(3) 土地利用

令和元年度における本町の町土の総面積は63.39km²となっています。土地利用の状況は、農地が22.6%、森林が48.7%、水面・河川・水路が5.0%、道路が7.0%、宅地が4.1%、その他が12.6%となっています。平成21年から令和元年までの町土利用の推移をみると、農地や森林としての土地利用が減少している一方、宅地やその他（雑種地や耕作放棄地）などの土地利用が増加しています。

【町土利用の現状から見た諸課題】

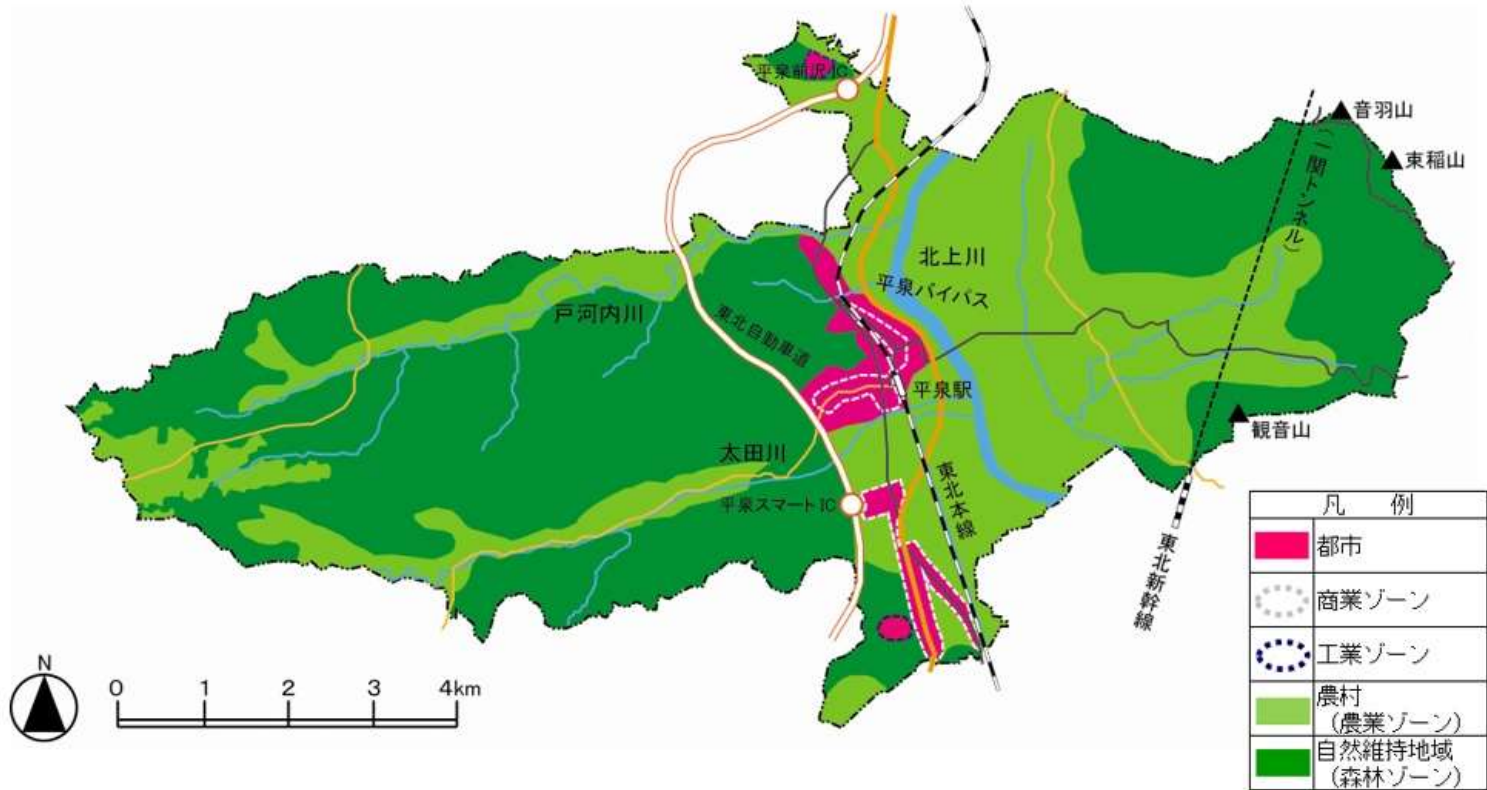
人口減少による町土への影響	人口の減少と高齢化に伴い、空き家が増加し、農林業の担い手不足などにより耕作放棄地や管理の不十分な森林が増加することで、低未利用地の増加が見込まれ、土地の利用効率の低下が懸念されています。
自然環境の変化に対応した防災対策	近年では、異常気象による台風や暴風雪、地震などにより、全国的に災害に見舞われています。本町の周辺においても、平成20年6月に岩手・宮城内陸地震、平成23年3月に東日本大震災が発生しており、大規模な自然災害に対する町土の安全性強化の要請が高まっています。
自然との共生と自然環境保全への意識の高まり	地球温暖化による近年の気候変動は、私たちの生活や自然の生態系にさまざまな影響を及ぼしています。また、開発行為による生態系への影響が懸念されており、限りある資源を有効活用するために、自然環境の保全と里地里山の保全・再生への町民の意識が高まっています。
文化財と文化的景観の保存継承	「世界遺産平泉」を構成する貴重な文化財を守るとともに、これらの文化財と自然景観、農村景観が一体となった文化的景観を、町の財産として守り継承していくことが求められています。

【土地利用現況図】



【土地利用構想図】

国土利用計画平泉町計画
土地利用構想図

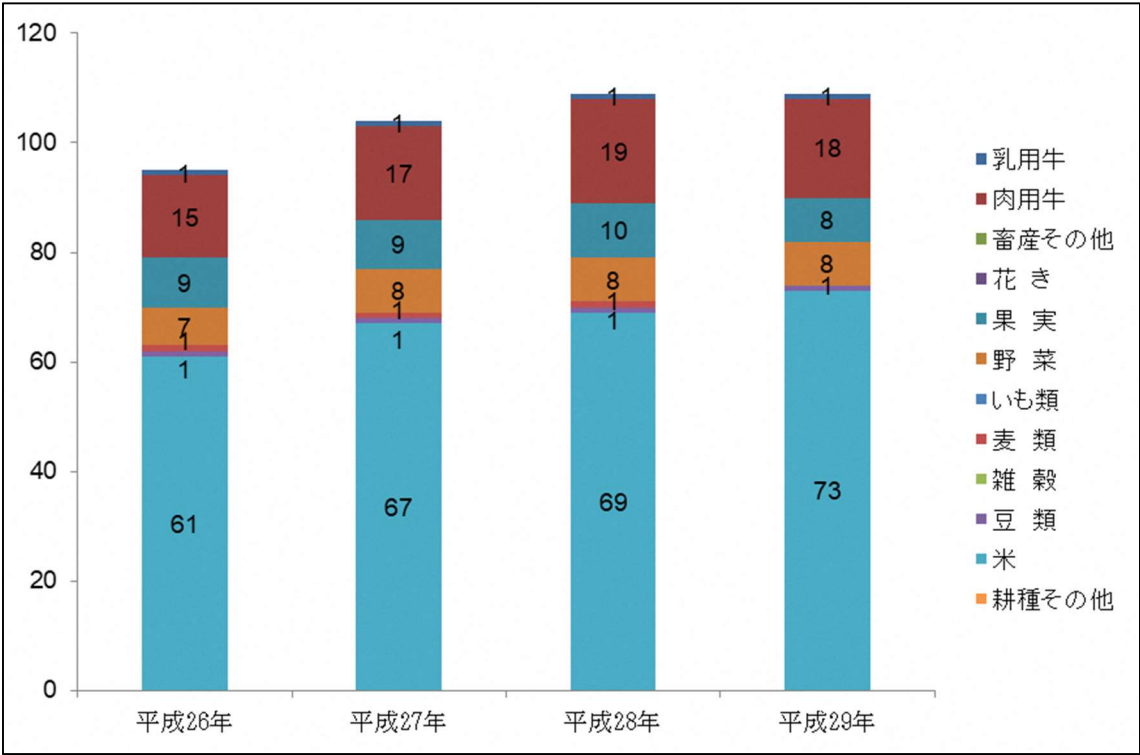


(4) 農業

本町の農業産出額は、平成28年までは右肩上がりに推移しているものの、平成29年には横ばいとなっています。

内訳をみると、肉用牛と果実が減少していますが、米が増加しています。

【農業産出額の推移】 (単位：千万円)



調査年度	2014	2015	2016	2017
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
乳用牛	1	1	1	1
肉用牛	15	17	19	18
畜産その他	-	-	-	-
花き	-	-	-	-
果実	9	9	10	8
野菜	7	8	8	8
いも類	0	0	0	0
麦類	1	1	1	0
雑穀	0	0	0	0
豆類	1	1	1	1
米	61	67	69	73
耕種その他	-	-	-	-

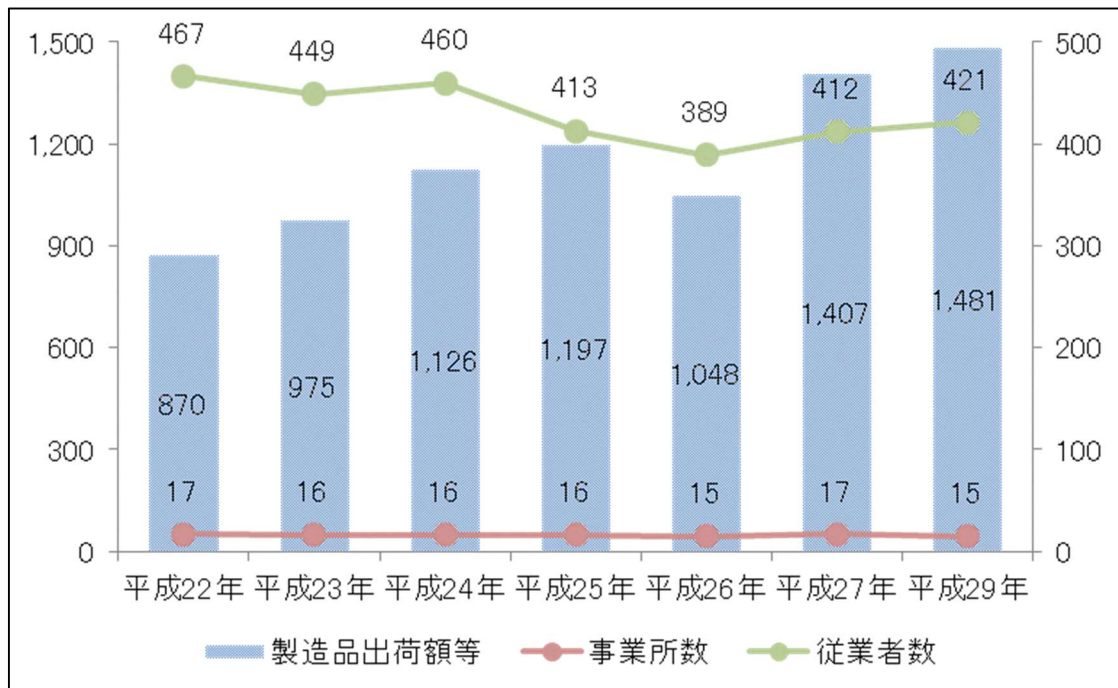
資料：農林水産省 市町村別農業産出額

(5) 工業

平成29年の製造品出荷額は約148.1億円、事業所数は15、従業者数は421人となっています。

平成22年からの推移をみると、製造品出荷額は平成25年まで増加していますが、平成26年に減少し、平成27年には回復しています。従業者数は、平成23年から減少していますが、平成27年からはやや増加しています。事業所数はほぼ横ばいとなっています。

【製造品出荷額（単位：百万）、事業所数、従業者数（単位：人）の推移】



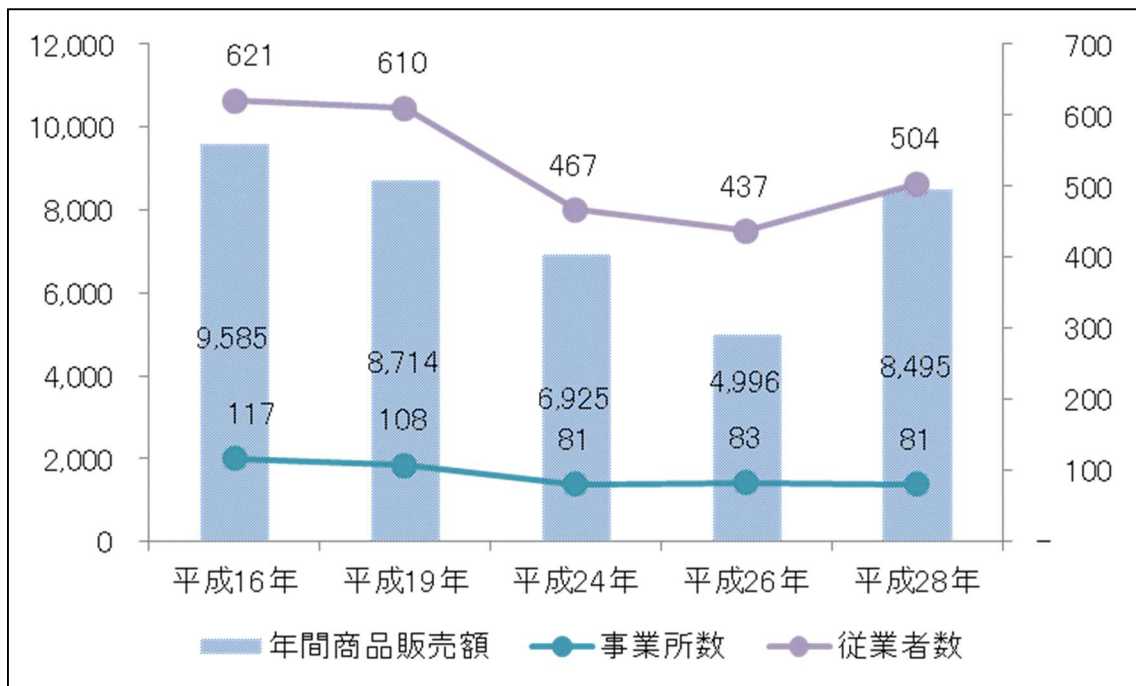
資料：工業統計調査

(6) 商業

平成28年の小売業は、年間商品販売額が84.9億円、事業所数が81、従業員数が504人となっています。

平成24年からの推移をみると、平成26年に減少していますが、平成28年には回復しています。

【年間商品販売額（単位：百万）、事業所数、従業者数（単位：人）の推移（小売業）】



資料：商業統計

※平成19年までは5年ごとに商業統計を実施し、その中間年（商業統計の2年後）には簡易調査を、平成19年以降は経済センサス-活動調査の実施の2年後に実施しています。

(7) 観光

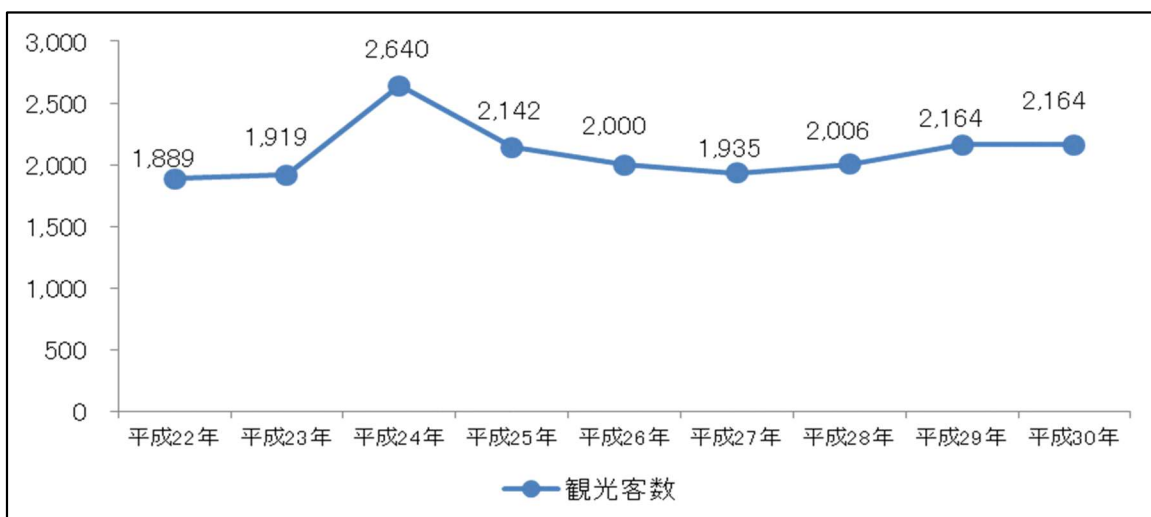
本町には、中尊寺や毛越寺、達谷窟などの歴史文化遺産が所在し、東北有数の観光地となっています。

平成30年の観光客数は約216万人で、近年ではおよそ200万人で推移しています。日帰り客、宿泊客をみると、平成30年では日帰り客が98.1%と観光客のほとんどを占め、宿泊客はわずか1.9%となっています。県内・県外別では、県内が16.8%、県外が83.2%と県外からの観光客が多くなっています。

外国人観光客数は、東日本大震災発災時の平成23年では3,671人となっていましたが、同年6月の世界遺産登録後は右肩上がりに上昇し、平成31年では59,089人となっています。

【観光客数の推移】

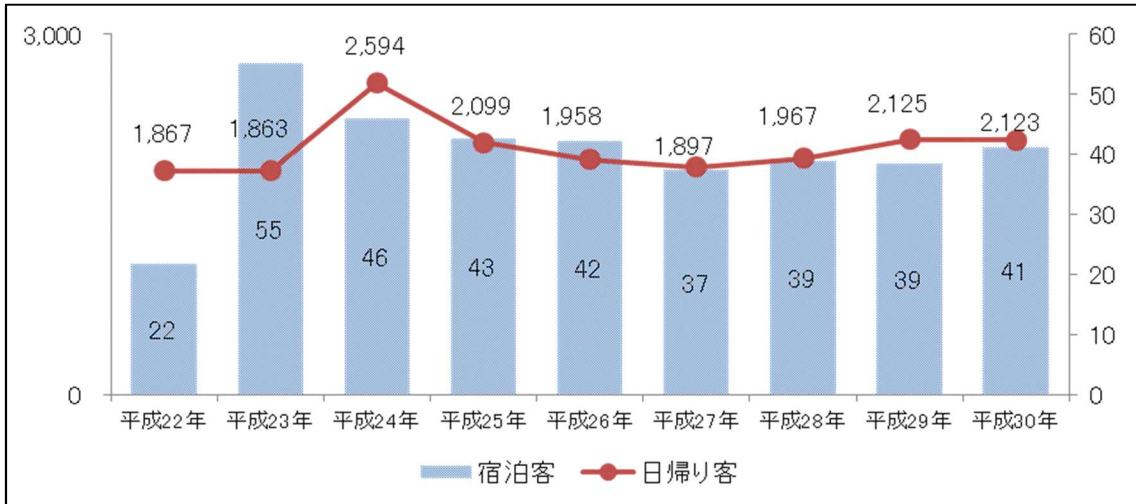
(単位：千人)



資料：町調べ

【宿泊客、日帰り客の推移】

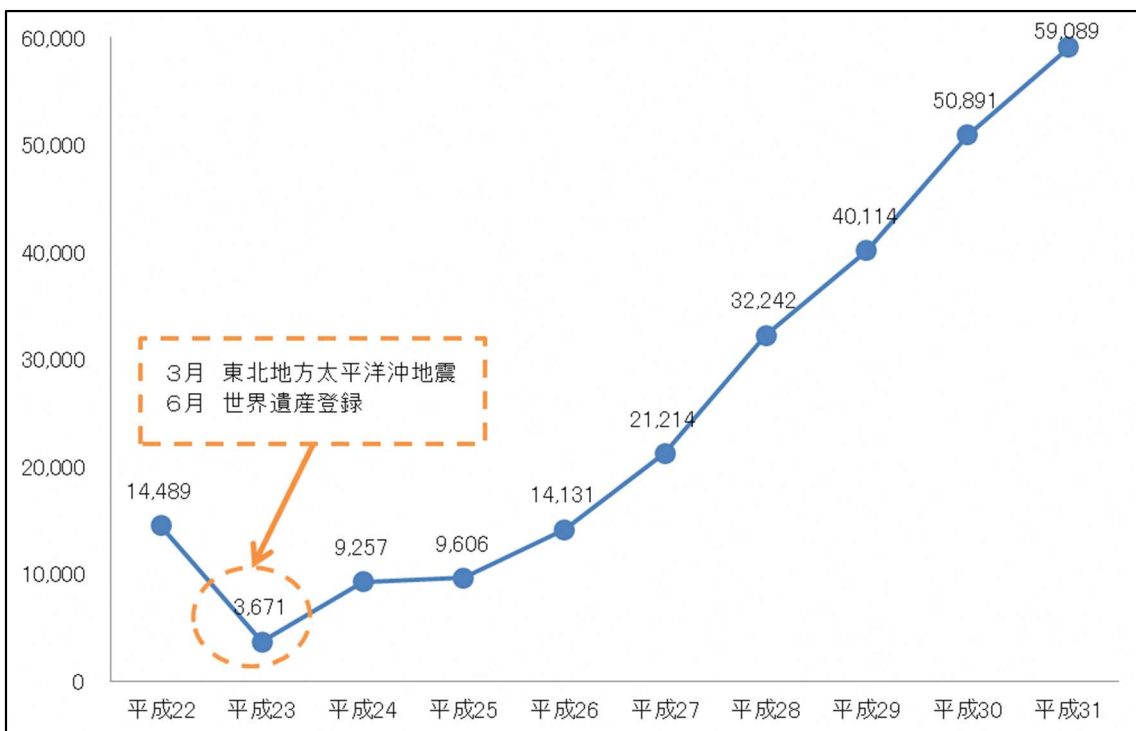
(単位：千人)



資料：町調べ

【外国人観光客数の推移】

(単位：人)



資料：町調べ

(8) 人口と世帯

本町の総人口は、平成27年の国勢調査時点で7,868人、平成31年の住民基本台帳〔人口・世帯数表〕では7,643人となっており、平成29年から平成30年にかけて106人、平成30年から平成31年にかけては137人と、人口減少が確実に進んでおります。

住民基本台帳〔人口・世帯数表〕から年齢階層別人口の推移をみると、年少人口（14歳以下）は、平成12年の1,281人（13.8%）から平成31年には870人（11.4%）となり、人数と構成比率がともに減少しています。また、生産年齢人口（15～64歳）についても、平成12年の5,713人（61.5%）から平成31年には3,903人（51.1%）となり、同様に人数と構成比率ともに減少しています。

一方、老年人口（65歳以上）については、平成12年の2,289人（24.7%）が平成31年には2,830人（37.0%）となり、人数と構成比率はともに増加しています。

世帯数は、平成12年以降緩やかに上昇し、平成31年には2,640世帯となっている一方、一世帯当たりの人数は減少し続け、平成31年には一世帯あたり2.9人となっています。

【総人口・年齢階層別人口・世帯数・一世帯当たりの人数】

（単位：人、世帯、人/世帯）

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	年平均増減率	
					平成17～22年	平成22～27年
総人口	9,054	8,819	8,345	7,868	-5.37%	-5.72%
年少人口 (14歳以下)	1,243 (13.7%)	1,151 (13.1%)	989 (11.9%)	898 (11.4%)	-14.07%	-9.20%
生産年齢人口 (15～64歳)	5,477 (60.5%)	5,182 (58.8%)	4,814 (57.7%)	4,222 (53.7%)	-7.10%	-12.30%
老年人口 (65歳以上)	2,331 (25.7%)	2,486 (28.2%)	2,541 (30.5%)	2,746 (34.9%)	2.21%	8.07%
一般世帯数	2,405	2,472	2,447	2,469	-1.01%	0.90%
一世帯当たり の人数	3.8	3.6	3.4	3.2	-4.41%	-6.56%

資料：国勢調査

【総人口・年齢階層別人口・世帯数・一世帯当たりの人数】

(単位：人、世帯)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総人口	9,283	8,980	8,577	8,439	8,301	8,239	8,205	8,117	8,005	7,886	7,780	7,643
年少人口 (14歳以下)	1,281	1,136	1,012	980	961	939	940	921	907	891	888	870
生産年齢人口 (15～64歳)	5,713	5,411	5,016	4,935	4,804	4,679	4,631	4,498	4,348	4,193	4,047	3,903
老年人口 (65歳以上)	2,289	2,433	2,549	2,524	2,536	2,610	2,613	2,673	2,720	2,767	2,805	2,830
一般世帯数	2,525	2,581	2,610	2,605	2,602	2,616	2,639	2,642	2,639	2,643	2,652	2,640
一世帯当たり の人数	3.7	3.5	3.3	3.2	3.2	3.1	3.1	3.1	3.0	3.0	2.9	2.9

	年平均増減率					
	平成17～22年	平成22～27年	平成27～28年	平成28～29年	平成29～30年	平成30～31年
総人口	-4.49%	-5.36%	-1.38%	-1.49%	-1.34%	-1.76%
年少人口 (14歳以下)	-10.92%	-8.99%	-1.52%	-1.76%	-0.34%	-2.03%
生産年齢人口 (15～64歳)	-7.30%	-10.33%	-3.33%	-3.56%	-3.48%	-3.56%
老年人口 (65歳以上)	4.77%	4.86%	1.76%	1.73%	1.37%	0.89%
一般世帯数	1.12%	1.23%	-0.11%	0.15%	0.34%	-0.45%
一世帯当たり の人数	-5.55%	-6.80%	-1.33%	-1.70%	-1.75%	-1.32%

資料：住民基本台帳 人口・世帯数表（各年1月1日現在）

(9) 就業構造

平成27年の国勢調査結果によると、本町の就業者総数は4,075人となっており、人口の動向と同様に減少傾向にあります。

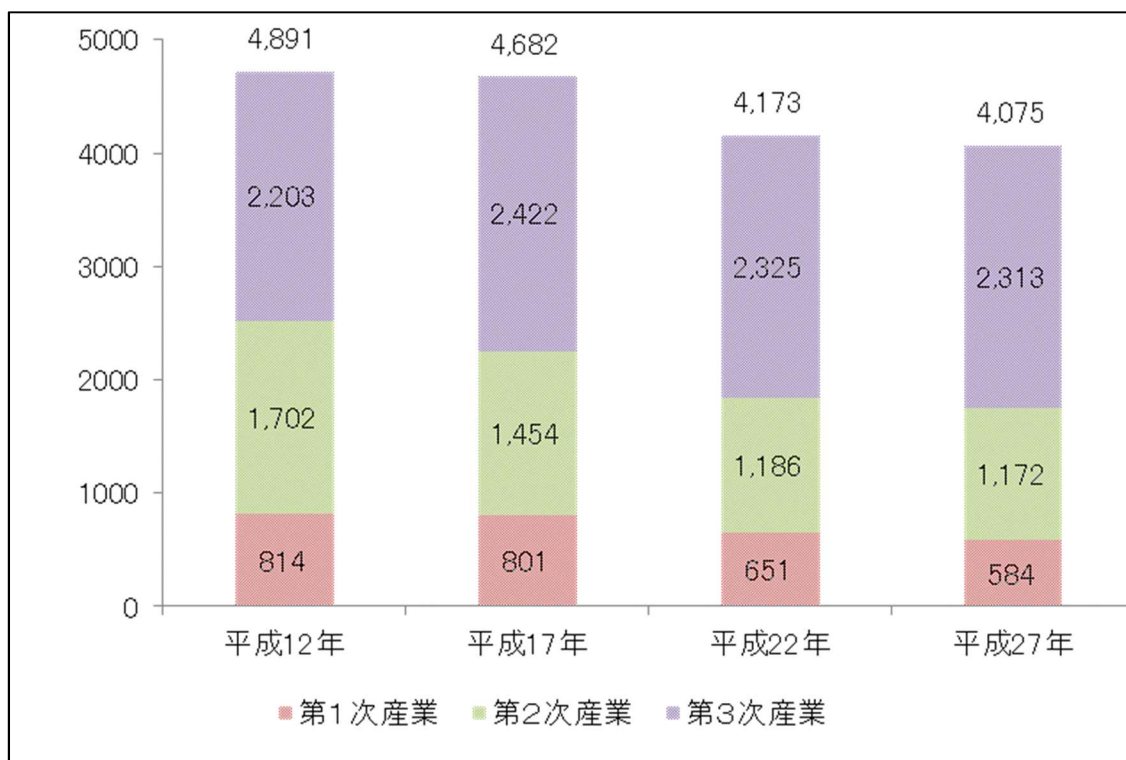
また、産業別でも全ての産業で減少傾向となっており、就業率も平成22年に減少しましたが、平成27年には増加しています。

【産業別就業者数・就業率】

(単位：人)

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	年平均増減率	
				平成 17～22 年	平成 22～27 年
就業者総数	4,682	4,173	4,075	-10.9%	-2.3%
第1次産業	801	651	584	-18.7%	-10.3%
第2次産業	1,454	1,186	1,172	-18.4%	-1.2%
第3次産業	2,422	2,325	2,313	-4.0%	-0.5%
就業率	53.1%	50.0%	51.8%	-	-

資料：国勢調査



資料：国勢調査

2 世界遺産のまち・平泉

平泉とその周辺には、平安時代末期に奥州藤原氏が築いた「国宝中尊寺金色堂」や「特別名勝毛越寺庭園」など、仏教の中でも、特に浄土思想の考え方に基づいて造られた多様な仏教寺院や庭園が一群として良く残っており、現在まで守り伝えられています。この寺院や庭園は、この世に理想世界を創り出そうとしたもので、海外からの影響を受けながら日本で独自の発展を遂げ、その表現は他に例の無いものとされており、平成23年6月に平泉文化遺産が世界遺産に登録され、平成26年には、金鶏山、高館、さくら山（東稲山）が松尾芭蕉の「おくのほそ道」に関連した国指定名称「おくのほそ道の風景地」に指定され、また、令和元年5月には、宮城県湧谷町・気仙沼市・南三陸町、岩手県陸前高田市と2市3町で構成する「みちのくGOLD浪漫－黄金の国ジパング、産金はじまりの地をたどる－」が日本遺産として認定されました。

世界遺産条約の目的は、顕著な普遍的価値を有する遺産を認定し、保護・保全・公開するとともに、将来の世代に伝えていくことにあります。本町は、「平泉の文化遺産」やそれらを含めた景観等を人類全体の貴重な財産として捉え、適切に保存していくと同時に、その価値を町内外へ広く伝えていく必要があります。貴重な財産をこれまで維持・保全してきた町として誇りを持ち、継続的な環境保全に努めていくことがさらに求められているといえます。

3 自然環境

自然環境の保全は、地球温暖化対策など、世界的に大きな課題となっています。

このような中、自治体においても、持続的発展が可能な循環型社会の形成に向けた具体的な行動の推進が強く求められています。

本町は、東に連なる東稲山や音羽山、観音山と西には丘陵地帯、その間を北上川、太田川、衣川が流れる、恵まれた自然環境の中にあります。こうした自然の保護に努めると同時に、町民の環境美化運動の推進、騒音・振動・悪臭の防止、大気汚染の防止等、環境保全に関わる各種施策を推進してきました。

しかし、生活において安全性や利便性が向上する一方で、都市化の進展に伴う身近な自然や景観の悪化が懸念されており、快適な居住環境の形成とともに自然環境を保全する取り組みが求められており、本町の優れた自然環境を未来に向けて保全し、「平泉の文化遺産」を守ることが課題となっています。

今後とも、歴史文化遺産を有する町として、環境を重視した地球にやさしいまちづくりを重点施策と位置付け、豊かな自然環境の保全をはじめ、環境問題への対応

を町民との協働のもとに総合的に推進し、環境負荷の少ない持続可能な社会の形成を進めていく必要があります。

4 景観

本町は、町の中心部を流れる北上川をはじめとした河川とその周辺の田園地帯、それらを囲むように優しく包み込む山並みが一体となった豊かな自然景観を有しています。また、仏教寺院や浄土庭園などの遺跡群が周辺の自然景観と一体となった自然や歴史と調和した貴重な文化的景観を誇る町です。これまで本町では、平成20年に施行した「平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例」、平成21年に施行した「平泉町屋外広告物条例」に基づき、貴重な景観に配慮した整備を町民と一体となって進めているほか、平泉景観建築賞の選定や花と緑のまちづくりを目指した花いっぱい運動への支援を行うなど、平泉の歴史と調和した景観形成に積極的に取り組んできました。

今後とも、平泉町景観計画に基づき、町民や事業者の理解と協力のもと、かけがえのない自然景観や貴重な歴史・文化資源の保存に努め、美しい景観を整備していく必要があります。

5 廃棄物処理

本町のごみ、し尿は、一関地区広域行政組合において広域的に収集と処理を行っており、本町では、広報・啓発活動等によるごみの減量化や分別排出をはじめ、有価物集団回収助成金交付事業などにより、リサイクルの促進に努めてまいりましたが、近年のごみ排出量はほぼ横ばいで推移しており、より積極的な活動が求められています。不法投棄対策においては、巡回監視の実施や不法投棄防止看板の設置等の未然防止に努めており、その結果、不法投棄発生件数は減少傾向にあります。今後は、ごみの排出動向や廃棄物・リサイクル関連法を踏まえながら、広域的なごみ処理体制の充実を進めるとともに、町民の理解と協力のもと、ごみの減量化やリサイクル、不法投棄の防止等に一層積極的に取り組み、循環型社会の形成を目指していく必要があります。

また、一関地区広域行政組合において、平成25年に策定された「県南地区ごみ処理基本構想」に基づき、一関清掃センターと大東清掃センターを統廃合し、令和9年度の稼働開始を目処に新たな焼却施設の建設を、また、令和8年度の稼働開始を目処に新たな最終処分場の整備を図っているため、本計画期間中に稼働開始予定となっている両施設について、稼働時には新たな分別基準の徹底や、廃棄物・し尿の収集・運搬、処理について適切な対応が求められます。

6 生活環境

健康で快適な生活に欠くことのできない重要な社会基盤である上水道は、現在、上水道1施設と簡易水道2施設（長島、戸河内）があり、町内全域の整備がほぼ完了しています。平泉地区で実施している上水道の令和元年度末の給水人口は5,048人で、普及率は98.83%となっています。

今後は、来町する観光客の増加及び水洗化の普及や工業団地等への企業誘致による水需要の増大に対応した新たな水源の開発、浄水場・配水池等の施設の耐震化促進、漏水防止対策及び防災対策として老朽化した配水管の布設替えなどを順次実施して行く必要があります。また、長島、戸河内の2地区で実施している簡易水道の令和元年度末の給水人口は2,114人で、普及率は94.96%となっています。今後は、老朽管の布設替え等を実施し、安全・安心な水の供給に努めていく必要があります。

下水道は、快適で住みよい居住環境づくりと河川や湖沼等の公共用水域の水質汚濁の防止・改善、循環型社会形成への貢献等、多面的な機能を持ち、人々の生活に大きな役割を果たしています。本町の下水道事業は、磐井川流域関連公共下水道事業、長島中央地区農業集落排水事業及び合併処理浄化槽設置事業の3事業で公共用水域の水質保全に努めています。今後は、引き続き計画的な整備・維持管理を図るとともに、未加入者の加入促進、下水道施設の適正な維持管理に努めていく必要があります。

公園や緑地は、スポーツ・レクリエーションの場、交流・憩いの場、子どもの遊び場、さらに災害時の避難場所となる重要な施設です。本町には、町民や観光客が気軽に憩える公園やポケットパーク、水辺プラザなどが整備されており、現在、児童公園が1箇所、史跡公園が5箇所、ポケットパークが3箇所、親水公園が1箇所となっています。しかし、子どもたちが安心して遊べる身近な公園や、世界遺産の町として、観光客がゆっくりと時間を過ごし、平泉のよさを実感できる公園・緑地・水辺の整備状況は十分とはいえません。このため、市街地や集落内における身近な公園・緑地等の充実を図る必要があります。

また、平成23年3月の東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故に伴い発生した放射性物質が本町にも飛散し、健康に与える影響や食の安全・安心への不安が未だに拭えません。このため、町民の健康と食の安全・安心を確保するため、関係機関との連携により、放射性物質への適切な対策を継続していくことが求められています。

7 各分野が抱える課題

町における各分野の主な環境に関する課題とその対策を整理した結果は以下のとおりです。

分野別	環境面の課題	その対策
農林分野	環境配慮型農業の促進	→ ・低農薬栽培の推進など環境に配慮した多様な農業の促進
	良好な農村環境の維持	→ ・荒廃農地の予防・有効的な利活用 ・水路や農道の整備 ・花壇などの環境美化 ・児童・生徒を交えた環境学習等
	森林の保全	→ ・林地開発制度や伐採届出制度の周知徹底 ・森林の無秩序な開発の防止 ・森林の多様な機能維持の促進 ・観光地周辺の森林景観の保全
	森林の公益的機能の維持・向上	→ ・生態系としての森林という認識のもと、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を確保していくこと
	鳥獣被害対策	→ ・鳥獣被害の現状把握と対策の実施 ・鳥獣被害対策の周知徹底
観光分野	観光客の増加によるごみの増加	→ ・ごみの持ち帰りの啓発・徹底 ・ポイ捨て等防止に向けたマナーアップ
	観光客数の増加に伴い発生する渋滞による騒音問題・排気ガス量の増加	→ ・交通誘導の徹底や2次交通利用の促進 ・パークアンドライド方式による利便性の向上
	観光客が憩える環境の整備	→ ・ポケットパークやトイレの整備
教育分野	学校・社会体育施設やスポーツ文化施設への配慮	→ ・開発に伴う環境への影響調査 ・環境に配慮した建築資材の利活用 ・新エネルギーの導入
	環境教育の充実	→ ・環境教育や環境学習の推進
建設分野	有収水量率の向上による省資源化	→ ・漏水調査、省エネ機器による施設更新
	建設事業の環境への配慮	→ ・寿命の長い素材への転換
	道路整備における工事区間の沿道環境対策	→ ・騒音・振動対策、自然環境に配慮したルート選定や施工方法の検討 ・事業計画段階で環境アセスメント（環境影響評価）の検討 ・環境面に配慮するあまり著しく建設に要するコストが高くなるようにすること
	住宅建設の環境対策	→ ・環境負荷の低減や太陽光発電等の環境共生型の住宅整備の促進

分野別	環境面の課題	その対策
環境衛生分野	生物多様性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・水辺プラザのような観察・確認地点を増やす ・環境に関する学習や情報提供、啓発活動の推進 ・外来動植物等の調査・駆除活動 ・外来動植物等の情報提供・駆除及び啓発活動の推進
	環境負荷軽減の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車、低公害車（ハイブリット車・電気自動車等）の普及啓発 ・街路灯や防犯灯また、信号機などのLED化の推進
	廃棄物適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・5R運動の推進、不法投棄の監視
	放射線量率の低減化	<ul style="list-style-type: none"> ・定点測定継続による放射線量率の監視体制の強化 ・除染実施計画に基づく除染事業の推進 ・放射線量や除染状況等の迅速な情報公開 ・簡易測定器の貸出による自主的な放射線対策意識の促進
	地球温暖化防止	<ul style="list-style-type: none"> ・CO2排出抑制の啓発及び実践活動の推進 ・ひらいずみ地球温暖化対策協議会への加入の推進 ・CO2排出量削減における公共交通の利用促進
町・行政分野	公共施設に係る省資源・省エネルギーの取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりが省エネに関する意識の徹底 ・印刷機等不要な電源が入っていないかを確認 ・リサイクルペーパー（裏面用紙）の積極的活用 ・夏場のクールビズ、冬場のウォームビズの継続 ・電気自動車等の次世代自動車の積極的な導入 ・新エネルギーの積極的な導入 ・グリーン購入の推進
	防災として適応可能な環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な河川パトロール等による河川管理 ・集中豪雨に備えた貯雨地としての遊水地等の適切な管理

第3章 基本方針

1 計画の目標

本計画の目標として、第6次平泉町総合計画に位置付けられている10年後の平泉町の将来像に即し、平泉町の環境像を定め、その実現に向けて町民、事業者、行政などの主体が全町的に取り組むこととします。

【平泉町の将来像】

輝きつむぐ理想郷

-いにしへの歴史と希望ある未来、そして人を育むまち-

【平泉町の環境像】

古きより学び、新しきへ繋ぐ

-後世へと紡ぐ自然豊かな世界遺産のまち-

平泉町には先人が遺した歴史ある豊かな自然環境が数多くあるため、環境の保全等の観点において得ることのできる学びがあり、我々もまた先人として、後世の人々へ豊かな自然環境をかたちとして残すだけでなく、環境の保全の術を繋いでいくための新たな施策を展開し、自然豊かな世界遺産のまちとして、過去、現在、そして未来へと平泉町の歴史を紡いでいく環境づくりを全町的に推進していくことで、本質的に持続的発展が可能なまちづくりに寄与するという意味が込められています。

平泉町環境取組方針

町の上位計画である「第6次平泉町総合計画」を、環境面から総合的・計画的に推進し、環境像実現のため、本計画では4つの環境への取り組み方針を以下のように定めることとします。

歴史ある自然景観の維持・保全

資源の有効的な循環の推進

地球温暖化対策の推進

後世へ繋ぐ自然環境づくり

歴史ある自然景観の維持・保全

本町の自然環境は、独自の歴史・文化が織りなすかけがえのないもので、後世に残す責任があります。そのためには、町民を含む本町に関係する一人ひとりが環境保全への高い意識を持ち、今日の環境問題に対して積極的に取り組んでいくことが重要です。

こうした観点から、本町の歴史ある自然環境を守り続け、誇れる平泉町を維持していくために、町民や事業者とともに環境保全に取り組んでいくこととします。

資源の有効的な循環の推進

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済活動は、便利で快適な暮らしを提供しますが、一方で、自然環境に多大な負荷を与え、焼却施設の老朽化や最終処分場の埋立残余容量のひっ迫、不法投棄などの課題が生じています。そのため、豊かな自然環境の保全のためには、最適生産、最適消費、最小廃棄の持続的発展が可能な循環型社会への移行が必要となります。

本町においても、町民一人ひとりが廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rに、ごみになるものを断る（リフューズ）、ものを修理して使う（リペア）2Rを加えた5R等の活動を積極的に推進していくこととします。

地球温暖化対策の推進

地球温暖化は世界的に大きな課題となっており、異常気象による豪雨等の災害の増加や、熱中症患者数の増加など、多くの課題を抱えています。

・平成27年には、今世紀末の全世界の温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを目標とするパリ協定が採択され、令和元年には、2050年に温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを岩手県が表明しました。

本町においても、町民一人ひとりが、温室効果ガスの抑制に向けた行動に取り組み、また、新エネルギーの積極的な導入を推進し、環境負荷の低減に取り組んでいくこととします。

後世へ繋ぐ自然環境づくり

本町の豊かな自然環境を後世へ残していくためには、社会の構成員であるすべての主体が協力し、実際に行動していくことが非常に重要であるため、関係主体と緊密な連携を図りながら、人材や組織の育成に努め、未来を担う子どもたちへの環境教育等の取り組みを積極的に推進していくこととします。

2 計画の構成

環境像の実現に向けて、環境に関するまちづくりを総合的・計画的に行うために、国や県の環境基本計画との整合性を踏まえ、本町における環境基本計画では、これまでの町を取り巻く環境の特性や課題に対し、4つの環境取組方針を位置付けます。また、環境取組方針ごとに具体的な取り組み・施策を示し、住民・事業者・関係団体等が協働して行っていくための推進軸として位置付けます。

環境像	<h3 style="margin: 0;">古きより学び、新しきへ繋ぐ</h3> <p style="margin: 0;">-後世へと紡ぐ自然豊かな世界遺産のまち-</p>
------------	--



環境取組方針	1 自然環境・景観の保全	関連するSDGs							
	2 資源の有効的な循環の推進								
	3 地球温暖化対策の推進								
	4 後世へ繋ぐ環境づくり								

※SDGsの詳細はp44を参照



取組指針・施策	1	(1) 平泉町らしい歴史ある自然景観の保全 (2) 生活環境の保全 (3) 豊かな自然環境の保全
	2	(1) 廃棄物の減量化・資源化の推進 (2) 効率的な廃棄物処理システムの確立
	3	(1) 新エネルギー・省エネルギーの推進 (2) 地球温暖化対策の啓発と推進
	4	(1) 環境を守る人材・団体の育成 (2) 環境教育の推進

第Ⅱ編 環境まちづくり施策

1 自然環境・景観の保全

本町には、歴史的文化遺産と周囲の緑豊かな山々や清らかな川、美しい田園風景など本町にしかない優れた文化的・自然的な生活環境があります。歴史的・文化的な景観の保全はもとより、町民の日々の生活に関する環境の保全、本町に生息する動植物と共生する社会づくりなど、本町らしい環境の維持に努め、平泉町景観計画に沿ってこれらの景観を保全し、さらなる魅力的な景観の形成に取り組んでいきます。

(1) 平泉町らしい歴史ある自然景観の保全

①歴史的・文化的遺産の周知と学習支援

- ・「平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例」及び「平泉町景観計画」に基づき、関係機関との協力のもと、本町らしい景観の形成・保全に努めます。
- ・工作物及び広告物等を適切に規制・誘導し、景観の保全に努めます。

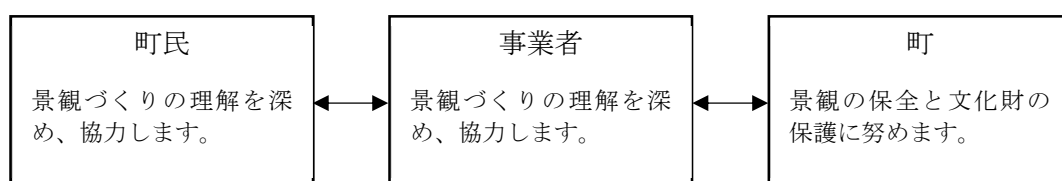
指標	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
景観意識醸成活動回数	0回	2回
景観パトロール	12回	21回
景観阻害要因撤去数(累計)	1件	7件

②歴史的・文化的遺産の周知と学習支援

- ・景観保全とその理念を普及する説明会や学習会を開催し、本町特有の貴重な景観に配慮した整備を町民や企業等のあらゆる主体の協働によって推進し、本町の歴史と調和した美しい景観の形成を図ります。

③文化財の調査と保護

- ・指定文化財の保存調査と適正な保護を進めると共に、他の文化財や埋蔵文化財についても、地域住民の協力を得ながら発掘・調査を推進し、その保存・保護を進めます。



④観光事業における環境保全

- ・ごみの持ち帰り、ポイ捨て防止など、環境への配慮の啓発に努めます。
- ・一斉清掃などの町内美化活動を継続して実施します。
- ・公共交通の利便性向上を図り、公共交通の利用を促進し、温室効果ガスの排出削減に努めます。
- ・観光ルートと連動した歩行区間であるウォーキングトレイルを推進し、環境に優しい交通手段の普及・促進に努めます。

⑤空き家・空き地対策の推進

- ・「平泉町空家等対策計画」に基づき、実態把握と適正な管理を促進し、公衆衛生悪化の予防・景観の保全に努めます。
- ・広報誌やホームページへ情報を掲載し、空き家等の予防対策に努めます。
- ・空き家・空き地バンク事業の推進やリノベーションの促進などにより、空き家等の有効活用を促進し、景観の保全に努めます。

指標	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
特定空家数	4戸	0戸
空き家・空き地バンク登録件数(累計)	3件	10件

(2) 生活環境の保全

①下水道等の整備・維持管理

- ・公共下水道事業を計画的に推進し、また、農業集落排水施設の適正な維持管理に努めます。
- ・また、これらの事業の供用区域においては、速やかな接続を促進するほか、整備計画区域外については、合併処理浄化槽の整備促進に努めます。
- ・下水道の接続率の向上を促進し、水質保全や環境衛生の維持管理に努めます。
- ・漏水対策や水の無駄遣いの啓発に努め、水資源・水環境の保全に努めます。

指標	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
水洗化率 (公共下水道、農業集落排水事業)	82.8%	89.6%
合併処理浄化槽設置数	385基	455基

②河川の水質監視体制の充実

- ・関係機関との連携のもと、河川の定期的な水質監視の実施や、円滑な情報連絡など、河川の水質監視体制の充実を図ります。

③家庭における身近な生活排水対策の促進

- ・啓発活動等を通じ、食べ残しや油等のふき取り、合成洗剤の代替品としての石けんの利用促進、廃食油の適正処理など、家庭で身近に行える生活排水対策を促進し、水質汚濁を予防し、水源と水質の保全を促進します。

指標	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
生活排水の適正処理啓発 (広報・ホームページ等への掲載)	0回/年	3回/年

④水辺環境の保全と創造

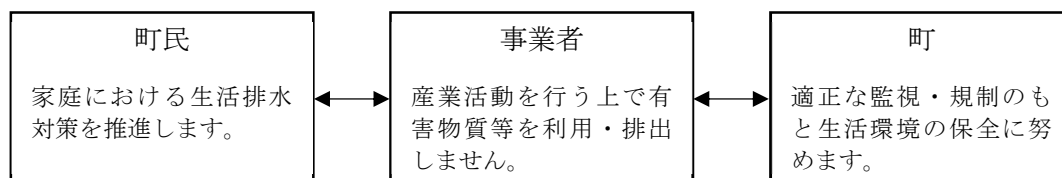
- ・ 蛍の生息する河川の整備充実に努めるとともに、地区内河川や水路、ため池等の周辺についても、水に親しみやすく、また、うるおいのある環境・景観整備に努めます。
- ・ ボランティアによる草刈りや清掃等の環境美化活動を積極的に育成していきます。
- ・ 住宅開発や公共施設整備等にあわせ、身近に水に親しめる空間やビオトープ（生物生息空間）の確保に努めます。
- ・ 水辺において多様な生き物が生息し、繁殖できるよう、河川や水路等の整備においては、関係機関との連携のもと、生態系の保全に留意した工夫を採用します。

⑤土地利用における環境保全

- ・ 「国土利用計画平泉町計画」に基づき、都市計画区域内の無秩序な開発の防止による自然環境保全を図りつつ、地域の自然的及び文化的条件に配慮した計画的な土地利用を推進します。
- ・ 国土保全や水源かん養、野生動物の生息環境、保健休養、木材生産等の多様な機能を総合的に発揮させるため、森林等の保全を推進します。
- ・ 優良農地を確保し、荒廃農地の予防・利用促進に努めます。
- ・ 環境負荷の低減を図り、「低炭素」・「循環」・「自然共生」が統合された循環型社会の実現に向けた町土地利用を推進します。
- ・ 環境アセスメント（環境影響評価）を検討し、環境負荷の低減を図ります。

⑥放射性物質低減対策の継続

- ・ 町内に設けた定点（定期的に測定を実施する場所）や必要に応じて定点以外での放射線量測定を継続して実施します。また、測定結果や除染作業の実施状況を公表し、住民への情報提供を継続して実施します。
- ・ 放射線量測定器の貸し出しを継続し、町民の自主的な放射線対策を促進します。



(3) 豊かな自然環境の保全

①動植物の実態把握・生育環境の保全整備

- ・生物多様性基本法に基づき、本町の自然的・社会的条件に応じた生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する取り組みを進めていきます。
- ・野生動植物の実態把握のための調査・研究を推進します。
- ・有害鳥獣対策を推進します。また、捕獲の担い手である狩猟者の確保・育成に努めます。
- ・関係機関との連携により、絶滅のおそれのある種や地域的に個体数の減少が認められる種の生息・生育地の保全・整備を図ります。
- ・身近な自然とのふれあいを確保するため、公園等を整備し、適切に管理します。
- ・道路整備や土地開発等における自然環境の破壊・損失を予防し、水環境等の、自然環境の保全・整備に努めます。
- ・河川における水質汚濁の防止や、不法投棄の防止に努め、動植物の多様な生息・生育環境の維持に努めます。
- ・巡回監視により、外来動・植生物の生息状況を把握し、防除に努めます。

指標	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
野生鳥獣による農作物被害額	13,400,000円	10,720,000円

②環境にやさしい農業の推進

- ・環境保全米や有機農法の取り組みなど、農薬や化学肥料を使わない農産物の推進を図り、環境にやさしい農産物の生産を更に目指します。
- ・農業関連廃棄物の適正処理やリサイクルについて啓発し、環境負荷の少ない農業を促進します。
- ・農地の保全管理や森林づくり、河川の美化活動等を、町民・事業者・行政等のあらゆる主体が積極的・自主的に推進します。

③家畜排泄物の適正管理・有効活用

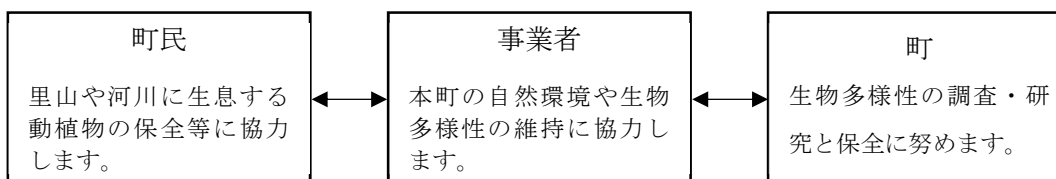
- ・家畜糞尿による悪臭・水質汚濁等、生活環境悪化を防止するため、家畜排泄物処理法等関連法規に則り、適切な排泄物処理を指導します。

指標	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
巡回指導回数	0回	2回

④農山村環境の保全

- ・地域や関係団体等と連携し、耕作放棄地の解消や森林経営管理制度の推進等によって、中山間地域の農地や山林の保全管理をし、景観の保全に努めます。
- ・中山間地域の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、農村集落と連携し、環境の保全と活用に努めます。
- ・東稲山麓地域における、中山間地域を中心とした伝統的な農業・農法を核とした農業システムの継承に努め、生物多様性や優れた景観の保全に努めます。
- ・中山間地域における森林整備を推進するとともに、自然観察会の実施等のレクリエーションの場として、里地里山の総合的利用を推進します。

指標	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
グリーンツーリズムの受入学校数	11校	11校
森林経営管理制度に基づく 森林整備面積(累計)	0ha	50ha
自然観察会の開催回数	0回	2回



⑤行政指導による公害発生の防止

- ・県の環境関連機関と連携して、騒音・振動の簡易な測定等を実施するなど、騒音・振動・悪臭、家庭等での野焼きに対する適正な指導を行います。

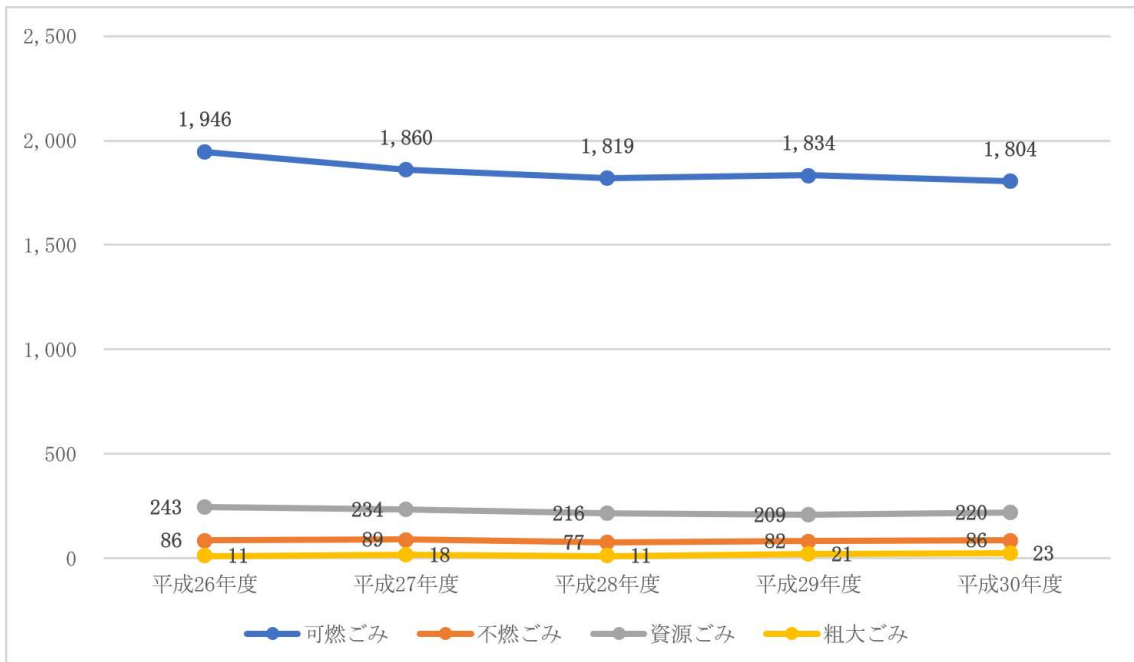
指標	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
町内監視パトロール回数	0回/年	3回/年

2 資源の有効的な循環の推進

本町の近年のごみの処理実績をみると、可燃ごみについては1,900 t代からゆるやかな減少傾向、不燃ごみについてはほぼ横ばいで推移しています。また、資源ごみについては、若干の減少傾向で推移していますが、総排出量が減少する中で割合が高くなっています。全体としてごみの減量化傾向が続いており、町民や事業者の努力が結果につながっていることが伺えますが、さらなるごみの減量化に全町的に取り組み、ごみの少ない平泉町のPRを推進していきます。

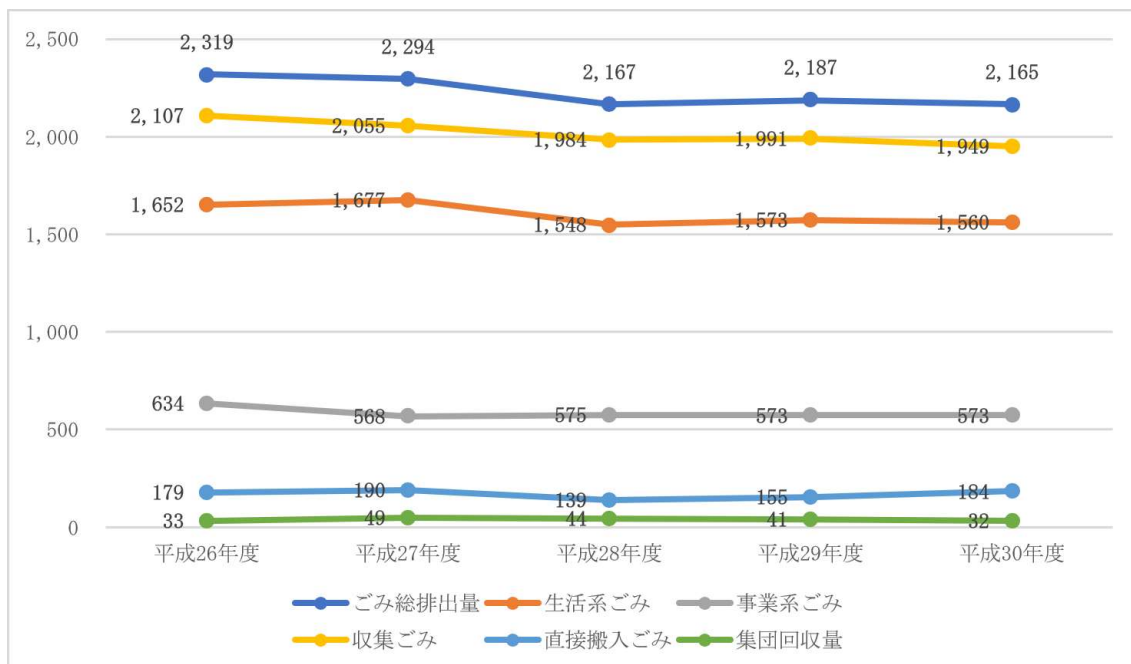
【ごみ処理量内訳】

(単位：t)



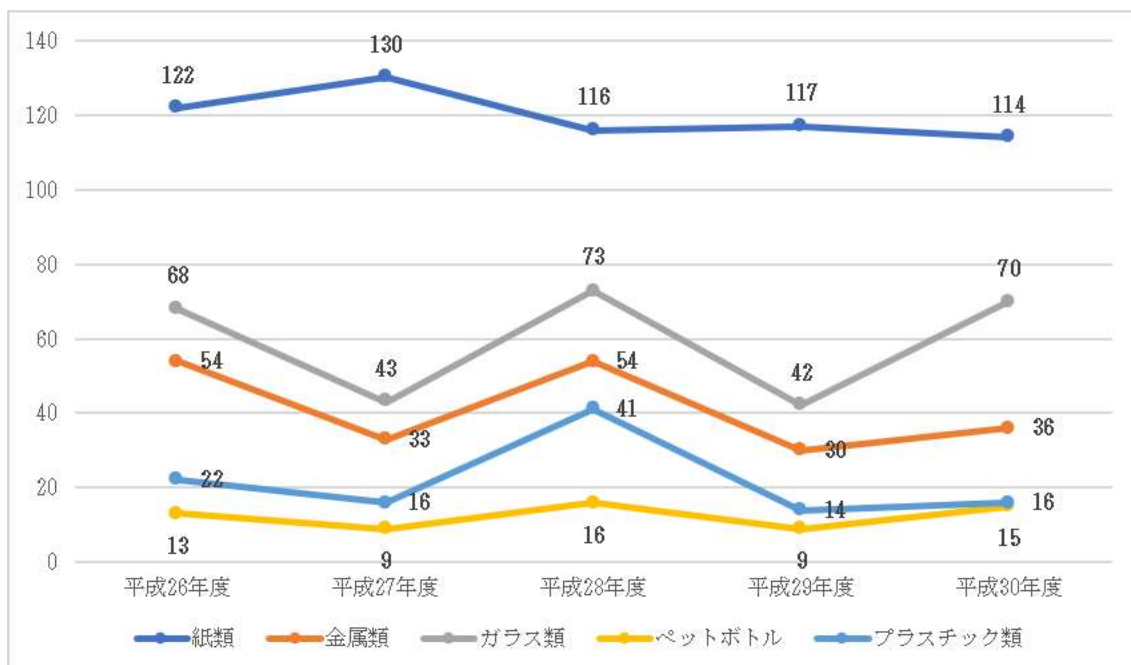
【ごみ搬入量内訳】

(単位：t)



【資源ごみ内訳】

(単位：t)



(1) 廃棄物の減量化・資源化の推進

①廃棄物減量化の推進

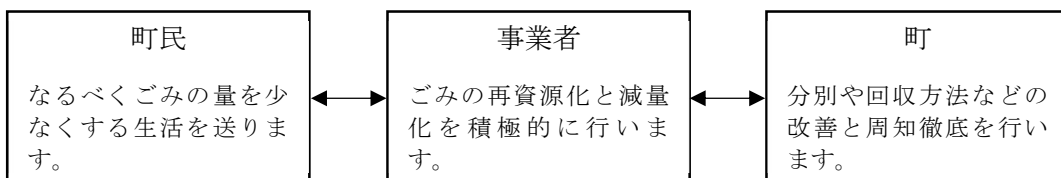
- ・廃棄物減量型のライフスタイルを定着させるための様々な取り組みと住民啓発を推進します。
- ・コンポストや生ごみ処理機の設置普及、有用微生物等資材による生ごみの減量化を推進します。
- ・保育所、幼稚園、小中学校等教育現場におけるトレーの回収とリサイクル製品の提供などを通じて子どもたちの廃棄物減量化や環境美化に対する意識を育てます。
- ・レジ袋の使用削減を啓発し、エコバッグの利用促進に努めます。

指標	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
1日1人当たりの生活系ごみ排出量	575g	500g

②再資源化の推進

- ・資源ごみの分別に対する啓発を強化し、資源ごみの再資源化をより促進します。
- ・食品トレー等の町内事業者（商店、コンビニエンスストア等）による自主的な資源回収を促進します。
- ・公共下水道事業や農業集落排水事業の進捗に伴う下水道汚泥のコンポスト化等、資源化を推進します。

指標	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
一般廃棄物リサイクル率	10.7%	25%
集団回収の実施回数	14回	20回



(2) 効率的な廃棄物処理システムの確立

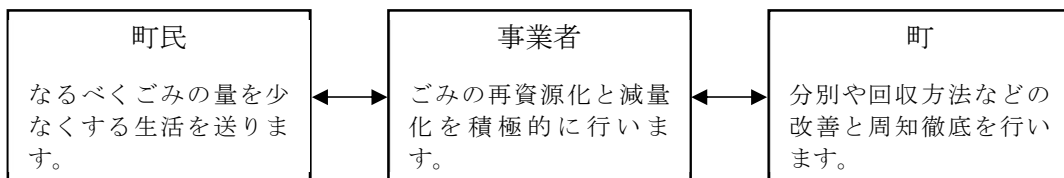
① 廃棄物の適正処理の推進

- ・一般廃棄物処理基本計画に基づいて取り組んでおりますが、今後のごみ処理についても定期的な計画の見直しを行い、対応を図ります。
- ・一関地区広域行政組合との連携により、ごみの収集・処理システムを統一し、町全域のごみ処理の効率化を図ります。
- ・し尿処理については、計画処理区域内から発生するし尿及び浄化槽汚泥全量を効率的に収集し、適正な処理を推進します。
- ・農業用使用済みプラスチック、畜産排泄物などの農畜産廃棄物の有効利用と適正な処理を促します。
- ・放射性物質除染実施計画に基づき、一時保管場所の安全な管理に努めます。

② 不法投棄対策の推進

- ・廃棄物処理施設や処理業者、排出事業者、町民などに対し、不法投棄や野焼きを行わないよう監視や指導を行います。

指標	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
不法投棄発生箇所数	12箇所	3箇所



3 地球温暖化対策の推進

温暖化は深刻な環境問題であり、近年は豪雨等の災害や熱中症罹患者の増加など、多くの課題を抱えています。

このようなことから、平成27年に開催されたCOP21では、今世紀末全世界の温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを目標として取り組んでいくパリ協定が採択されました。

国においては、平成28年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」において、パリ協定を踏まえた長期目標として2050年までに温室効果ガス排出量を80%削減すること、中期目標として令和12年度（2030年度）に26%削減することの達成に向けて取り組むこととしています。

岩手県においては、国や国内の地方公共団体の動向も踏まえ、令和元年11月に「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」に取り組むことを表明し、温室効果ガス削減対策、吸収源対策に取り組んでいます。

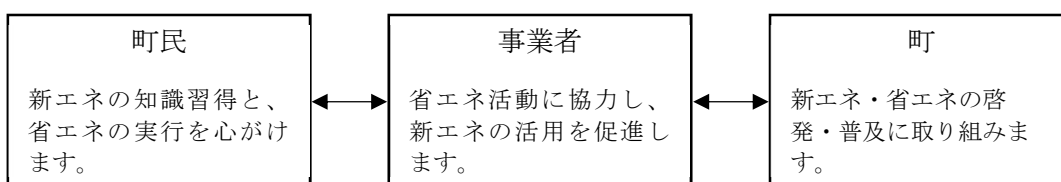
本町においても、公共施設における太陽光発電施設の設置や公用車へのクリーンエネルギー自動車の導入、家庭や事業所における太陽光発電施設の設置促進等、環境負荷の少ない新エネルギーの導入・省エネルギーの推進に向けた取り組みを、町民・事業者・行政などのあらゆる主体が協働して推進します。

(1) 新エネルギー・省エネルギーの推進

①新エネルギーの推進

- ・太陽光・風力・小水力エネルギー等の再生可能エネルギーの導入を促進します。
- ・薪ストーブの導入事例紹介などを通じて積極的に木質バイオマスなどの、バイオマスエネルギー資源の利活用を促進します。
- ・町民や事業者、町等が参加した町民運動による省エネルギーの取組を推進します。
- ・家庭において、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、不要なものを断る（リフューズ）、修理して使用する（リペア）の5Rを推進し、家庭から排出されるごみの排出量・焼却量の削減を促進します。
- ・省エネルギーに配慮した住宅の普及を促進します。
- ・クリーンエネルギー自動車普及に向けた啓発や支援に努めます。
- ・公共交通機関の利用を促進します。
- ・温室効果ガス排出抑制等に関する施策を推進し、町ぐるみで温室効果ガスの排出抑制に努めます。
- ・商品やサービスを購入する際に、グリーン購入（環境負荷ができるだけ少ないものを購入すること）を積極的に推進します。

指標	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
新エネルギー活用設備施設導入数	6 施設	10 施設

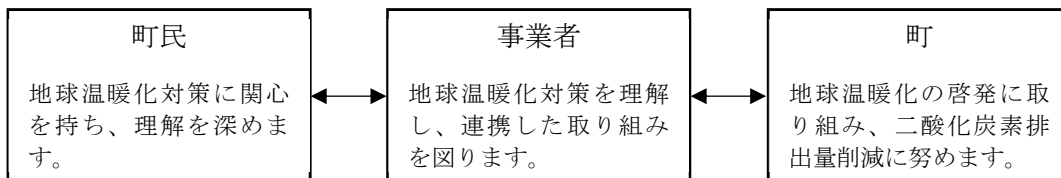


(2) 地球温暖化対策の啓発と推進

①地球温暖化問題に対する理解の推進

- ・地球環境問題への理解を図り、町民や事業者が足元からできる地球環境対策について啓発していきます。
- ・ひらいずみ地球温暖化対策協議会を中心に、町民、事業者、町が一体となった取り組みにより、温暖化防止の推進を図ります。
- ・温暖化の原因となる二酸化炭素の吸収源である森林の適切な整備管理に努め、二酸化炭素の吸収能力の向上を推進します。
- ・渋滞の緩和や電気や水素を原動力とした次世代自動車の普及、エコドライブの実践を啓発・推進します。
- ・公共交通機関の整備を図り、公共交通機関の利用を促進し、温室効果ガスの排出抑制を推進します。
- ・廃棄物の減量・資源化を推進し、廃棄物焼却時の二酸化炭素の排出抑制に努めます。

指標	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
ひらいずみ地球温暖化対策協議会加入数	33 個人・団体	40 個人・団体



4 後世へ繋ぐ環境づくり

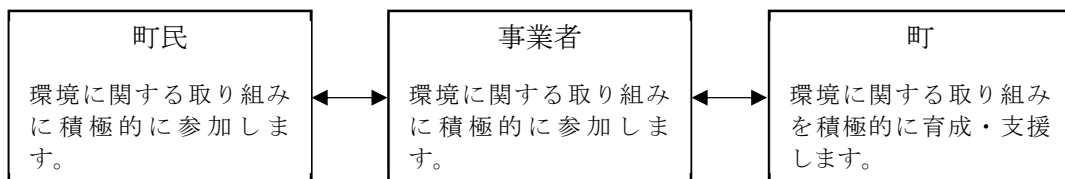
本町においては、地球温暖化対策を着実に推進していくことはもとより、環境教育の拡充によって、町民の意識向上を図り、正しい知識・情報のもと、主体的に環境保全活動に参画する町民の育成を図ります。

(1) 環境を守る人材・団体の育成

土・水・空気・緑などの環境は、人が壊すことも、守ることもできるかけがえのない存在です。本町の文化的・自然的環境は、類例をみないほど大切に守られてきました。この先人からの思いを後世にも引き継いでいくために、環境保全活動を行う団体や人材の育成を積極的に推進していきます。

①町民・事業者等の協働

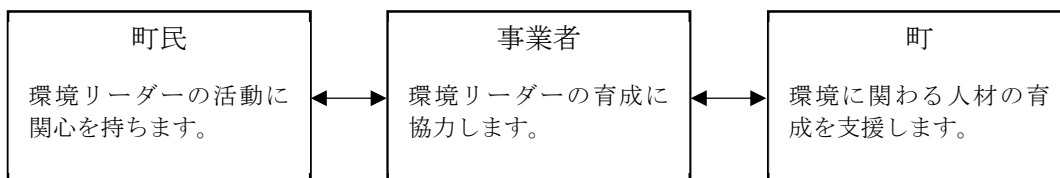
- ・町民団体、ボランティア団体及びNPO等の様々な自主的な活動に対する支援に努めます。
- ・また、新たな町民団体やボランティア団体等の育成に努めるとともに、町民団体、ボランティア団体等の交流を促進し、ボランティア情報の共有化に努めます。
- ・町民、NPO、事業者、行政の積極的な協力による、農村環境の保全や森林整備、道路や河川環境美化活動、自然環境保全活動等を促進し、支援に努めます。
- ・環境に関する情報を共有するためのネットワークを構築します。



② 環境リーダーの育成

- ・環境アドバイザー、地球温暖化防止活動推進員、環境学習応援隊等の登録・周知に関して、県と協力しながら環境リーダーの育成に努めます。
- ・地球温暖化防止活動推進員など、地域において地球温暖化対策等の環境問題の解決に取り組む人材の養成を図ります。

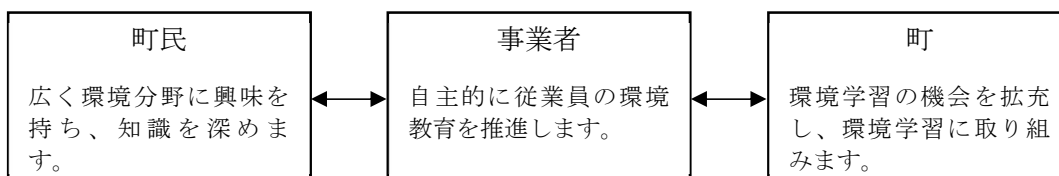
指標	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
環境アドバイザー 地球温暖化防止活動推進員登録数	1人	3人



(2) 環境教育の促進

- ・町民が町の環境の現況や自らが果たすべき役割について理解し、環境を保全するための手法について学ぶための活動を支援するため、教育部門はもとより、関連するすべての部門の総合調整のもと、環境学習の体系化を図り、学習機会の拡充を進めるとともに、講師や指導者の確保・育成を進め、環境学習の充実を図ります。
- ・また、環境学習を行う拠点を整備するとともに、環境学習活動や環境問題に取り組む団体等の支援体制を充実します。
- ・学校における環境学習を積極的に推進し、子どもたちの環境意識の醸成に努めます。
- ・児童・生徒が環境保全に関心を持ち積極的に行動できるよう、環境関連の学習内容の充実を図るとともに、環境副読本、環境マップ等の利用（作成）や、各種の啓発事業における児童・生徒の参加を進めるなど、学校教育における環境学習を積極的に推進します。
- ・保育所や幼稚園においては、身近な生き物や自然とのふれあい、ごみに関する様々な取り組みなど、環境問題への関心の萌芽を育てる環境学習を一層進めます。
- ・町民が環境を保全するための活動に関心を持ち、積極的に参加できるよう、環境についての情報の収集を行うとともに、情報を整理、保管し、わかりやすい形に加工した情報を積極的に提供します。提供にあたっては、図書館をはじめ既存の公共施設等に特設コーナーの設置を図ります。
- ・農地・水環境保全対策などを通して、地域での自主的な環境学習を推進するとともに、地域の協働活動による農村整備を進めながら農村環境の保全を図ります。

指標	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
学習会等開催回数	2回/年	3回/年
水生生物調査実施団体数	1団体	3団体



第Ⅲ編 資料編

1 本町の環境に関する条例

【平泉町きれいなまちづくり条例】

(目的)

第1条 この条例は、町民等、事業者及び町が一体となって、廃棄物の発生の抑制、再生利用等により廃棄物の減量と適正処理を図り、また、吸い殻等及び空き缶等のポイ捨て等を防止することにより、地域の環境美化の向上を促進し、清潔で美しいまちをつくることを目的とする。

【平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例】

(目的)

第1条 この条例は、平泉の自然と歴史が調和した文化的景観の保全と創造に関し、並びに景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の施行に関し、及び建築基準法(昭和25年法律第201号)第68条の9第2項の規定に基づき必要な事項を定めることにより、町民がその意義を理解し、史都にふさわしい、親しみと誇りの持てるまちづくりの実現を図るとともに、文化的景観を将来の世代に保存し、継承することを目的とする。

【平泉町環境基本条例】

(目的)

第1条 この条例は、輝く水と緑に包まれた豊かな自然環境や世界遺産をはじめ歴史文化遺産と調和した貴重な歴史的環境を誇るまちとして、公害その他健康や生活環境に係る被害を防止し、環境を良好な状態に保ち、また、積極的に新たな自然や快適空間を創出し、豊かな環境を確保していくこと(以下「環境の保全及び創造」という。)のために、基本理念を定め、町民、事業者及び観光旅行者その他の滞在者(以下「町民等」という。)並びに町の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策(以下「環境施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、環境施策を推進し、現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

【平泉町環境保全条例】

(目的)

第1条 この条例は、平泉町環境基本条例(平成25年平泉町条例第2号。以下「環境基本条例」という。)第3条に定める基本理念にのっとり、平泉町における自然環境及び歴史的環境とが調和した個性豊かな生活環境を確保するため、環境への負荷の低減を図るための措置その他必要な事項を定めることにより、現在及び将来の町民の健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境の確保を目的とする。

2 SDGs について

	目 標	関連する環境取組方針
	2. 飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する	1 自然環境・景観の保全
	4. 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	1 自然環境・景観の保全 4 後世へ繋ぐ環境づくり
	6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する	1 自然環境・景観の保全
	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	3 地球温暖化対策の推進
	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る	2 資源の有効的な循環の推進 3 地球温暖化対策の推進
	11. 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする	1 自然環境・景観の保全 2 資源の有効的な循環の推進 3 地球温暖化対策の推進 4 後世へ繋ぐ環境づくり
	12. つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する	1 自然環境・景観の保全 2 資源の有効的な循環の推進
	13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る	3 地球温暖化対策の推進
	15. 陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る	1 自然環境・景観の保全 2 資源の有効的な循環の推進 4 後世へ繋ぐ環境づくり

平泉町環境基本計画

令和3年3月

発行：平泉町町民福祉課

〒029 - 4192

岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山 45 番地 2

TEL：0191 - 46 - 5562 FAX：0191 - 46 - 3080